

## 判定手数料

・判定手数料は延べ面積区分と計算区分とにより構成されています。

### (1) 延べ面積区分による判定手数料

構造計算が認定プログラム・認定プログラム以外の方法により行われたもの

(単位: 円/非課税)

都道府県	0㎡～1000㎡以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超 50,000㎡以内	50,000㎡超
福島県	216000	276000	349000	514,000	859,000
東京都	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
神奈川県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
埼玉県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
千葉県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
茨城県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
栃木県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
群馬県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
富山県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
石川県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
山梨県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
長野県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
新潟県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000
岡山県	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000

#### ※ 備考

延べ面積は、建築物の計画敷地内の一つの建築物ごとに算定する。

この場合において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。

### (2) 計算区分による判定手数料

・建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により行われた判定手数料は、(1)延べ面積区分による手数料の1.15倍程度の割増し率を乗ずるものとする。

・前号以外の構造計算により行われた場合の判定手数料は、(1)延べ面積区分による手数料とする。